

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

決算対策（簡便償却の特例の適用）

Q：3月決算の法人ですが、今からでも間に合う決算対策はありませんか。

A：法人が、事業年度の途中で事業の用に供した減価償却資産のうち、次のものについては、月割計算をせず事業年度の償却限度額の2分の1をその資産の償却限度額とすることが認められています。

- ① 機械及び装置
- ② 車両及び運搬具
- ③ 工具
- ④ 器具及び備品
- ⑤ 特許権等の工業所有権

この特例が、簡便償却の特例です。この特例を利用すれば、今からでも、上記の減価償却資産を購入して事業の用に供すれば、半年分の減価償却費を計上することができます。

ただし、この特例の適用を受ける場合には上記資産の区分ごとでない適用ができません。例えば、車両及び運搬具で期中取得の車が2台あったとした場合、1台は原則の月数按分、1台は簡便償却する事はできません。

原則法なら2台とも原則法、簡便法なら簡便法どちらか一方しか適用できませんので、どちらが有利かよく計算した上で選択適用することがポイントです。

なお、この適用を受ける場合には、その適用を受ける確定申告書に添付する償却の明細書にその旨を届けなければなりません。

